

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年10月16日

世田谷区

1 業務概要等

(1) 件名

(仮称)世田谷区立弦巻統合保育園等整備にかかる基本構想作成支援業務委託

(2) 業務概要

本業務は、障害児通所施設を含む統合保育園(区立弦巻保育園及び区立西弦巻保育園を統合)を整備するために必要な基本構想作成支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容

現況調査及び整理、分析(現況測量、真北測量、高低測量、樹木調査等)

建築と条件の整理・検証

建築計画案の比較・検討

基本構想案のたたき台の作成

区が実施する説明会用の関連資料の提供

基本構想案の取りまとめ、最終報告書及び概略設計図書等の作成

基本構想案には、複合施設(統合保育園及び障害児通所施設)の設計コンセプトやゾーニングを含む。

(3) 履行期間(期限)

契約締結日から令和6年6月28日(金)まで

2 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されており、営業種目「建築設計」の格付け第150位以上(「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」における共同格付けの順位)を有する事業者。

(2) 保育園または幼稚園(認定こども園を含む)、児童館の建築に関わる設計業務実績があること。

対象となる保育園または幼稚園、児童館は、公設(営)または民設(営)のいずれでも可とする。

保育園については、子ども・子育て支援法に規定された教育・保育施設、幼稚園については、学校教育法に基づき設置される施設、児童館については、

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、厚生労働省通知による集会室、遊戯室、図書室、相談室等児童館活動を実施するための諸室があるものとする。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

本提案の応募者が業務の一部を外部法人へ再委託する場合は、当該外部法人が該当していないこと。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加表明書をはじめとした1次提案提出書類一式を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査(書類審査)

業務履行体制

業務実績

(2) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

提案額

業務実施方針

提案書(提案内容)の的確性や具体性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部 保育課(担当:伊藤(隆)、岡田)

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階

電話 03-432-2448

e-mail SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、交付方法

交付期間

令和5年10月16日(月)～令和5年10月30日(月)

交付方法

区ホームページからダウンロード(ページ番号:206307)

世田谷区 プロポ 現在実施中 で検索 または

〔区ホームページ〕 目次から探す 区政情報 > 契約・入札情報 発注情報 >
現在実施中のプロポーザル情報

(3) 1次審査

質問

受付期間:令和5年10月16日(月)～令和5年10月20日(金)17時

方 法:担当部課へ質問書を電子メールで送信

回 答:令和5年10月25日(水)までに区ホームページに随時掲載

1次審査書類提出

期 限:令和5年10月30日(月)17時(必着)

方 法:担当部課へ書留郵便で郵送(メール送信等不可)

結果通知

日 時:令和5年11月6日(月)

方 法:郵送

(4) 2次審査

質問

受付期間:令和5年11月6日(月)～令和5年11月20日(月)17時

方 法:担当部課へ質問書を電子メールで送信

回 答:令和5年11月24日(金)までに1次審査通過者へ電子メールで回答

2次審査書類提出

期 限:令和5年12月4日(月)17時(必着)

方 法:担当部課へ書留郵便で郵送(メール送信等不可)

プレゼンテーション及びヒアリングの実施

日 時:令和5年12月12日(火)(時間は1次審査通過者へ別途連絡)

場 所:世田谷区役所第2庁舎

結果通知

日 時:令和5年12月13日(水)

方 法:郵送及び区ホームページに掲載

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約等について

契約保証金：免除

契約書作成の要否：要

審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。ただし、第1候補者と合意に至らなかった場合には、第2候補者と協議を行い、区及び第2候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有（基本設計、実施設計、解体設計、工事監理業務）

契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合があります。

(3) 区は、本件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、

提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。

(4) 本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。